

## 平成21年 1 月 教育委員会定例会会議録

### 1 開会の日時

平成21年 1 月16日（金）午前 9 時30分

### 2 出席委員

三浦溥太郎 委員長  
齋藤 道子 委員  
出光 ケイ 委員  
森武 洋 委員  
永妻 和子 委員（教育長）

### 3 出席説明員

管理部長	大坂 茂夫
管理部総務課長	新倉 聡
管理部学校再編担当課長	奥田 幸治
管理部教職員課長	阿部 信行
管理部学校管理課長	藤田 裕行
生涯学習部長	外川 昌宏
生涯学習部生涯学習課長	永塚 高行
生涯学習部学校教育課長	中山 俊史
生涯学習部学校保健課長	横山 治久
生涯学習部スポーツ課長	大場 智和
教育研究所長	阿部 優子
中央図書館長	根本 博行
博物館運営課長	柳田 泰光
美術館運営課長	森山 武

### 4 傍聴人 1 名

### 5 議題及び議事の概要

委員長 開会を宣言

委員長 本日の会議録署名人に出光委員を指名した。

## 議事説明員紹介

森武委員が就任あいさつ

## 教育長報告

前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

本日は平成 21 年最初の教育委員会議でございますので、私から一言ごあいさつ申し上げたいと存じます。昨年は学校教育法をはじめとする改正教育三法が施行されました。またこの 4 月からは新学習指導要領の一部が実施されるなど、教育は大きな変換期にあると存じております。このような時期にこそ、現場の教育を担っている市教育委員会に求められる役割は、一層重要になっていると思います。ご承知のとおり、昨年来教育の分野では、様々な問題が顕在化いたしまして、課題が山積しております。もとより、横須賀市教育委員会は、一丸となり問題解決に取り組んでいく所存でございます。教育委員の皆様におかれましては引き続きご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。また、今回から新たに森武委員に審議にご参画いただき、ご意見賜ることになりました。あわせてよろしくお願いいたします。

それでは平成 20 年 12 月 20 日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに横須賀市読書感想画展についてです。この展覧会は、平成 21 年 1 月 8 日(木)から 1 月 13 日(火)の間、横須賀市文化会館で開催いたしました。今回は、市立小中学校の児童生徒が、読書の感動を絵画で表現した個性的な作品 676 点を展示いたしました。期間中に、2,715 人という多くの方々の来場がございました。子どもと一緒に保護者や祖父母の方々にもお越しいただきましたので、世代を超えて本に親しむ機会となったと考えております。

続きまして定期監査結果講評についてです。これは今年度、教育委員会事務局及び教育機関は定期監査の対象年度であり、昨年に事務執行に関する監査を受けております。1 月 9 日に監査委員から定期監査結果講評を受けたものです。今回、幾つか事務執行における指摘事項をいただきましたので、早急に見直しを行い、今後是正措置を講じてまいります。

最後に学校訪問についてです。1 月 15 日から学校の訪問を再開しました。現場の状況は、私自身がお伺いさせていただき、直接見聞きし、体感することが最良の策だと考えております。冒頭にも申し上げましたとおり、教育委員会と学校現場が一丸となって、今後も問題解決に取り組んでいくとともに、保護者、地域の方々から信頼される学校をつくってまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

(質問なし)

日程第1 議案第1号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(学校教育課長)

議案第1号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』ご説明申し上げます。本議案につきましては、教育委員会12月定例会におきまして、小中学校の2学期制導入に伴い定めました、小中学校の秋季休業日に総合高等学校の秋季休業日を合わせるものでございます。具体的な条文に入らせていただきます。お手元の資料5ページ以降に改正の部分を赤で示しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

第3条第1項第3号で、秋季休業日を10月の第2月曜日の「直前の木曜日及び金曜日」としておりましたものを10月の第2月曜日の「翌日及び翌々日」に改めます。また庁内の他の様式と整合性を図るため、第6号で「休業日承認願書」としておりました様式名を「休業日申請書」に改めることとさせていただきます。

次に第8条の校外行事等でございますが、第2項第1号で様式名が「校外(内)行事実施承認願・届出書」とありましたものを「校外(内)行事実施申請書・届出書」に、改めるものでございます。これも庁内の他の様式と整合を図るためのものでございます。

次に様式類でございますが、6ページから23ページまででございます。そこには、第1号様式から第3号様式、第5号様式から第11号様式及び第19号様式から第23号様式でございますが、基本的に学校名欄が空欄だったものを、市立1校ですので、横須賀総合と明記するとともに、文書番号欄を削除し、備考の表記を改めるものでございます。様式の第1号、第6号、6ページと11ページにございますが、この様式につきましては、これに合わせて前段でお示ししましたとおり、表記を申請書に改めております。また18ページにございます第12号様式でございますが、これにつきましては、学校名及び所在地を明記した様式に改めるものでございます。

最後に、施行期日ですが、平成21年4月1日でございます。以上で 議案第1号『横須賀市立横須賀総合高等学校の管理運営に関する規則中改正について』の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第1号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

## 日程第2 議案第2号『生涯学習センター条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

(生涯学習課長)

議案第2号『生涯学習センター条例中改正議案の提出について』ご説明いたします。この条例改正は、生涯学習センターの指定管理者を指定するにあたり、競争性の原理を取り入れ、広く公募をするために改正するものであります。

おそれいりますが裏面をご覧ください。朱書きとなっている部分が改正箇所となっております。

第5条では、「指定管理者の指名」を「公募」に、また、本文中、「あらかじめ適当と認めるものを指名することができる。」の部分で、「公募するものとする。」に改めます。

第6条では、「前条の指名を受けた」の部分で「指定管理者の指名を受けようとする」に改めます。

また、第7条では、1行目の「教育委員会は、前条第1項の申請書の提出を受けた場合は」のうち、「場合」を「とき」に、2行目の「申請したものが」のうち、「ものが」を「もののうち」に、3行目の「達成できるとみとめたときは」のうち、「ときは、」を「ものを」に改正するものであります。

1ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は、平成21年4月1日から施行いたします。

また、提案理由といたしましては、指定管理者の指定に係る規定を改めるため、この条例を改正するものであります。以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いをいたします。

(出光委員)

提案理由につきまして、指定管理者の指定に関する規定を改めるためとありますが、例えば今までにや、それを精査しなければいけないなど具体的に説明していただけますか。

(生涯学習課長)

現在は指定管理者制度導入後1期目で、次期は平成22年の4月1日となりま

す。次期事業者の選考にあたり、約1年前から準備作業を行うわけですが、応募を受けたりするために、条例を変えておかななくてはならないということがございます。1期目の指定管理者のときは、生涯学習財団が指名という形で受けました。その理由としては、一つ目は生涯学習センターの開館以来、市民文化活動や生涯学習活動の振興を図っており、横須賀の生涯学習推進事業として、生涯学習センターの施設と一体となって運営ができるからです。二つ目は、財団の行ってきた市民大学など公共性の高い事業実績が極めて良好であって、安全性、信頼性、公益性が期待できるということがありました。それらの理由により、1期目については、市が指定管理者を指名しております。それを競争性の原理を取り入れて、公募しようということでございます。

（管理部長）

補足ですが、横須賀市の指定管理に関する条例の規定には、施設の管理等について指名でできる条例と、今回のように公募できる条例の2種類があります。そのなかで公募を行います。

指定管理者制度を導入して、第1クール・4年間が終わったばかりであり、建物管理、施設管理の場合については、公募を行い、競争性を導入しようという形で横須賀市は進めてまいりました。1クールが終わりましたので、指名をせずに公募できる施設もあるのではないかなということで、先ほど課長が説明しましたように、1期目は競争性の原理を使わずに、安定した運営を期待しておりますが、今後は公募であっても運営できるという方向性を決めましたので、あらためて今回、規定を変えたいと思っております。

（出光委員）

現在の指定管理者の方も公募に応募することはできるのですか。

（生涯学習課長）

もちろん応募できます。現在も非常によく運営していただいております。新しい企画やご利用いただくお客様の要望にいろいろ対応していただいております。

（齋藤委員）

この公募は、生涯学習センターのハードウェアの管理だけではなくて、そのなかで何をやるかという、いわゆるソフトウェアも両方含めて審査をすることになるのですね。

（生涯学習課長）

その通りです。施設と一体になった運営が出来ないと、生涯学習センターの機能が発揮できませんので、そういう形で公募をかけます。

( 齋藤委員 )

もうひとつですが、これは実際に行ってみないとわからないと思いますが、公募にしたときに、どれくらいの申込・応募が予想されるでしょうか。

( 生涯学習課長 )

はっきりとはわかりませんが、先週川崎市にお邪魔して、平成 20 年に指定管理者を公募した話をお伺いしてきました。川崎の場合は川崎市の外郭団体である生涯学習財団も含め 4 社で実施しておりました。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第 2 号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

日程第 3 議案第 3 号『体育会館条例中改正議案の提出について』

委員長 議題とすることを宣言

( スポーツ課長 )

議案第 3 号『体育会館条例中改正議案の提出について』ご説明させていただきます。体育会館につきましては、現在指定管理者制度を導入しております。今回の改正につきましては、平成 21 年度に体育会館の指定管理者を更新するための選考を行うにあたり、利用料金制を導入するため条文を改正するものでございます。

利用料金制度につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 8 項に基づく制度でございます。一般的に施設を利用したときの料金は、使用料として市の収入としておりますが、指定管理者が施設の利用料を直接指定管理者の収入とする制度がこの利用料金制度でございます。この制度では、施設利用収入を指定管理者自らの収入とすることができることから、指定管理者の自主的な経営努力を促すものにつながると考えております。

それでは 3 ページをご覧ください。利用料金制度を導入するにあたりまして、第 4 条に右の第 2 項から第 6 項までの 5 項を加えます。内容としましては、体育会館の利用料金を指定管理者の収入として、收受させることを可能とし、利用料金の額及び減免・還付につきましては、市の規定に準ずるものとするものであります。また、第 12 条第 1 項につきましては、第 4 条の改正に伴う、条文

整備を行っております。

1 ページにお戻りください。附則といたしまして、この条例は平成 21 年 4 月 1 日から施行いたします。以上『体育会館条例中改正議案の提出について』の説明を終わらせていただきます。

(永妻教育長)

今回、利用料金制を導入していくという状況について、今ご説明があったのですけれども、指定管理者制度を導入してからの体育会館の利用状況は、民間でスポーツ施設がいろいろできている状況のなかでどのようなものでしょうか。公立の体育会館の利用実態というのを少し説明していただけたらと思うのですが。

(スポーツ課長)

現在、年間に体育会館は 80 万人ほどの利用者がございます。残念ながら 80 万人ではありませんが、ここ数年減少傾向でございます。理由としましては、交通の利便性も含めまして、横須賀には民間施設が年々増えております。一昨年も平成町にスポーツ施設ができておりますし、横須賀中央駅近辺にもございます。そのような状況で、駅の近く、あるいはサービス等含めましても、かなりそちらの方に、市民の方、特に個人利用の方が行っているというのが現状でございます。利用料金制度につきましては、そのような状況も踏まえながら、サービス向上や努力ということで、一人でも多くの方にご利用いただくということを趣旨として考えたものです。

(森武委員)

利用料金を指定管理者の収入にするということのメリットを具体的に教えていただければと思うのですが。

(スポーツ課長)

現状では、指定管理者の収入は市からの指定管理委託料のみであり、利用料金については、いくら指定管理者が努力をしても、そのまま市の歳入になります。しかし今回、利用料金制度を導入することによって、使用料・利用料は管理者の収入になります。この制度の導入により、指定管理者から、これまで以上に様々なアイデア等が発案され、サービス向上等も図れるのではということを考えております。また、指定管理者も張り合いがあるのではないかと考えております。

(三浦委員)

収入が支出と同じまたは上回る場合は、利用者が増えれば増えるほど収入がアップしますね。ところが、収支がマイナスで、市の補助で成り立っていると、あまり努力しなくても、という話にもつながりかねないのですが、そのあたりはいかがでしょうか。

(スポーツ課長)

ご指摘のとおりでございますが、現在、努力の余地と申しますか、特に土曜日・日曜日は、かなりの方がご利用いただいているのですが、平日につきましては、まだ努力の余地がかなりございます。また個人利用につきましては、特にプール、トレーニングルーム等の利用につきましては、努力でかなりアップするのではないかと申すことを我々としては想定しておりますので、それにつきましては、その傾向も横ばいからかなり右上がりになるのではないかと申す期待をしております。

(出光委員)

今のお話を伺っております、確かに指定管理者、今も委託料を受けているわけですが、次期更新をし、これは公募であればですが、モチベーションを高め、よりアイデアなどが求められる状態にする、民間にならってやる気をおこさせるというのは、ある意味当然だし、良いことだと感じております。ただし、利用者にとっては、市の施設というイメージはありますので、指定管理者に丸投げして、こちらは何もしないということではなく、一緒になって協力をしていくという意識をもって運営していただければと思います。

今体育館を利用する方がどうしても平日少ない、だったらどうしたらいいだろうということ、私たちも含めまして、ではどうしたらいいのではないかと申すことを、教育委員会からも提案を持って、指定管理者の方と、お互い風通しのよい状況で連携をとっていただきたい。なにより、市民の方の健康と運動を楽しむために、そのような意識を高めていくという状況になればと思います。

(スポーツ課長)

指定管理者と一緒に悩み、一緒に市民のために動いていきたいと思っております。本当にご意見ありがとうございます。

他に質問・討論なく、採決の結果、議案第3号は、「総員挙手」をもって原案どおり可決、確定する。

## 委員長 報告事項を聴取することを宣言

### 『中学校の学校選択制における選択結果について』

(学校再編担当課長)

『中学校の学校選択制における選択結果について』ご報告いたします。まず本市における学校選択制の概要について、若干ご説明いたしたいと存じます。中学校の学校選択制は、保護者や児童が、それぞれが入学する中学校を選択できるようにすることによりまして、学校に対する関心を高め、特色ある学校づくりや市立学校の活性化を促すことを目的として導入しております。この制度は、平成 15 年度から一部地域において試行を行い、平成 17 年度からは、全市に拡大して実施しています。21 年度は、全市実施の 5 年目にあたります。

それでは選択結果についてご説明いたします。表の一番下の行にありますように、対象者 3,774 人のうち 8.5%に当たる 321 人がこの学校選択制によりまして他学区の中学校を選択しました。今回、受入枠を超えた中学校は 1 校、久里浜中学校でございましたので、久里浜中学校を除くその他の中学校につきましては、希望者全員を受け入れることといたしました。久里浜中学校につきましては、希望人数が 56 人となり、受入枠の 30 人を超えましたので、久里浜中学校を第 1 希望とした方につきましては、昨年 12 月 24 日(水)午後 2 時から、横須賀市役所正庁におきまして公開抽選を行いました。なお、久里浜中学校の受入枠は 30 人を予定しておりましたが、学校選択制により久里浜中学校区から他の学区の中学校を希望した方が 11 人いましたので、30 人に受入枠に 11 人分を上乗せし 41 人を抽選で受け入れることとしました。

2 ページをご覧ください。2 ページには参考までに、昨年度の選択状況を示してございます。こちらも対象者 3,745 人で 306 人の方がご利用なされたということで、8.2%。今年度は 8.5%でしたが、例年 8%台で、この 5 年間、安定的なご利用者数といえますか、率で推移しております。なお、久里浜中学校につきましては、3 年連続の抽選となっております。以上で今年度の学校選択制における選択結果のご報告とさせていただきます。

(齋藤委員)

資料の表にあります、他の学校への変更希望数、右の欄ですが、この は、どのような意味があるのでしょうか。

(学校再編担当課長)

分かりやすく、毎年つけさせていただいているのですが、例えば 1 番上の追

浜中学校ですと、他の学区からの希望で増が5人、マイナス11人ということでのでございます。なお、先ほど申し上げました久里浜中学校は、も11ということで、他の学区を選んだ方も11人おりましたので、その分上乘せして、41人ということで、分かりやすくするために、をつけさせていただいている次第であります。

( 森武委員 )

学校選択制の全般的な話をお伺いできればと思うのですが、先ほどご説明がありましたように、昨年度と今年度と8%台という話がありましたけれども、8%というのは、少ないと考えたほうがよいのでしょうか、それとも多いあるいは適切と考えたらよいのでしょうか。

( 学校再編担当課長 )

非常に難しいご質問ですが、安定的に8%ということは、300人のお子様が毎年この制度をご利用いただいていることになります。また逆に選択制で他の学区を選ばなくても、この制度のひとつの趣旨としまして、小学校の6年生が中学校に進学するときに、自分の進む学校について、どういう活動をしている学校、どういう雰囲気の学校がいいのかということをお保護者の方とご相談いただくというのが大きな趣旨でございます。その結果、本来の指定校、例えば、追浜中学校と指定されたお子様は、そのまま追浜中に進んでいる方が大多数でございます。全体では、先ほどの8%以外の92%の方が指定校に進んでいらっしゃいますが、この方々もお保護者の方とお子さんが一緒に相談して、他の学校も見、その結果自分の指定校を選んでいただいたと私ども考えておりますので、8%が表面に出てきてしまうのですが、それ以外の方もこの制度によって、選べる状況にあり、他の学校と比較検討することによって、本来校を選んでいただいたとそういう認識でございます。また、申請をするときに、どういう理由でという簡単なアンケートを取っております。選択制自体は、理由を問わない制度ですので、お答えは任意なのですが、部活の状況であるとか友人関係であるとか、学校の特色とか雰囲気、通いやすさというのが、毎年同じような割合で選んだ理由になっておりますので、そういった意味でも保護者の方を含め、意向に沿って選べる制度になっているのかなと思っております。ご質問へのお答えになっているかわかりませんが、8%が適当かどうかというのは、私ども測りかねております。

( 生涯学習部長 )

各中学校では夏頃から、学区の子どもたちや保護者に対して、学校説明会な

ど、様々な催しなどで広報をしています。子どもたちは、選んでいく学校をいくつか見ながら、また教育委員会からも冊子が出ていますから、この学校には、こういう部活動がある、こういう特色があるということを見ながら、先ほど学校再編担当課長が申しましたように、子どもたちと親たちが一緒になって、たまたま8%以外のところ、自分の学区にある学校を選んでいくというなかで、利用者が多いか少ないかというよりも、制度として運用がきちんとされているという風に考えております。

(森武委員)

もう1点お伺いしたいのですが、受入枠なしという学校が2校、昨年と今年とあると思うのですが、理由はどのようなものでしょうか。

(学校再編担当課長)

まず中央ブロックの常葉中学校、市役所のすぐ裏の中学校でございますが、こちらは施設的に余裕がない状況です。余裕がないというのは、一概にそれが全てではないのですが、平成町の住宅、マンションの増によりお子さんの数がこの地域は増えています。中学校の教室にまだ余裕はあるのですが、この制度では1クラス分を想定しておりますので、もし選んで、おいでになった場合には、満杯あるいはオーバーフローしてしまいます。現状では、教室の改修工事等も考えている状況ですので、施設的な余裕がないので受入枠がゼロということにさせていただいております。

また東ブロックの浦賀中学校ですが、こちら地域の大規模な開発によりまして、お子さんの数が非常に増えておりまして、小学校も満杯の状況で、増築いたしました。浦賀中学校もやはり増築をしています。増築をして施設的には余裕はあるのですが、一方で私どもの教育委員会で、適正配置適正規模という事業を進めていますので、その観点からいきますと、浦賀中学校はもう大きな学校になってしまって、これ以上他の制度によってお子様を受け入れるということは、適正規模を逸脱してしまうことにつながります。教育委員会としては、浦賀中学校についてはそういった理由で、受入枠ゼロとしています。ですから、施設的な状況と学校自体の規模の状況、この2種類の状況、二つの理由によって、それぞれ受入枠ゼロとしています。

(他に質問なし)

『損害賠償請求の訴状受領について』

(学校保健課長)

『損害賠償請求の訴状受領について』ご説明いたします。平成18年10月に市内中学校の体育・ソフトボールの授業中に発生しました歯牙損傷事故、前歯4本喪失、同2本破折、にかかる損害賠償調停について、平成19年6月から平成20年12月までの9回に渡る調停の結果、調停不成立となりました。

不調の理由は現時点で確定できない後遺障害慰謝料を含めた損害賠償総額での主張の相違でございました。この件につきましては、12月本定例会において、ご報告させていただいております。

その後、本件について、平成20年12月16日に調停申立人の生徒及び両親から、横浜地方裁判所横須賀支部に対し、本市並びに相手方生徒及びその両親を被告として損害賠償請求の訴えがあり、同年同月26日に、同支部から訴状及び口頭弁論呼出及び答弁書催告状を受領いたしました。今後は本市顧問弁護士と協議の上、対応してまいります。以上でございます。

(出光委員)

この件は、12月の定例会でも報告いただきました。そのときには、結局お子さんが事故当時中学生、現在は高校生ですから、成長途上にあり、本当はインプラントなどしっかりしたものを入れたくても、あごの形成が18歳くらいになるまでは、その費用的なものが、どうしても出しにくいということと言われていたかと思うのですが、そのなかで、まだ1ヶ月も経っていない現状ではありますが、いよいよこういう形で、訴状受領という形で報告をいただいたのですが、その間に状況が変わったことなどはあるでしょうか。

(学校保健課長)

12月19日の報告からの間に何か大きく変化があったということは把握しておりません。

(他に質問なし)

(理事者報告)

(学校教育課長)

資料を2枚つけさせていただきましたが、児童生徒の作品展についてのご案内ということで、どちらも力作揃いですので、もしお時間がございましたら、ご覧いただくとありがたいと思い、ご案内をさせていただきます。

一つが、書写の作品展でございます。今日から実施をいたしまして、20日ま

で文化会館の展示室を利用して、実施いたします。約 1,000 点の作品が出ております。最終日については、16 時 30 分までという時間になっております。

もう 1 点につきましては、児童生徒の造形作品展でございます。これは 61 回ということで、書かれています。今年度から横須賀美術館のほうで開催をするということで、約 3,000 点の作品が出品されるということで、期日が 1 月 24 日から 2 月 4 日ということでございます。時間が書いてございませぬが、10 時から 18 時までということで、なお最終日については、16 時 30 分までということになっておりますので、お時間がありましたらぜひご覧いただければと思います。

(生涯学習部長)

今、学校教育課長からご説明いたしました展覧会は、どちらも無料でございます。なお、美術館につきましては、児童生徒作品展は無料なのですが、他の所蔵展、谷内展にいくときには 300 円となります。ただ、児童生徒作品展に行くには保護者の方に対して、お一人様分の無料券を美術館から、お配りすることになっておりますので、それを持って行きますと、全て無料で見られます。よろしく願いいたします。

(質問なし)

(委員質問)

(齋藤委員)

現在までのところ、横須賀市内でインフルエンザはどういう状況でしょうか。

(学校保健課長)

1 月に入ってからの学校からの報告は、まだ受けておりませぬ。ただ概況といたしまして、今シーズンと申しましゅうか、昨年 11 月・12 月の状況でご説明申し上げたいと思います。11 月につきましては、インフルエンザ発症の報告、小学校で 2 名、高校定時制で 1 名ということで、流行の兆しはございませぬでした。なお、12 月につきましては、小学校で、11 校 20 名、中学校 3 校 32 名、高校 1 校、全日制・定時制で 2 校と数えてもいいかもしれませんが、10 名の発症報告がありました。人数的には、2 名ないしは 10 名以下ということで、時期がずれるというような状況がございませぬので、いわゆるまとまってこの時期にという感染状況ではございませぬ。

(三浦委員長)

皆様ご存知かと思いますが、Aソ連型は、タミフルという薬の耐性ができてしまいました。タミフルという薬はお子さんの場合には使わないようになっていきます。今年度についてはもう遅いですが、予防接種をできるだけ心がけていただけるよう、学校等でお話いただけるとよいかと思います。新型インフルエンザがはやると、もっと大変なことになります。ぜひお願いしたいと思います。

(他に質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成 21 年 1 月 16 日 (金) 午前 10 時 15 分

横須賀市教育委員会

委員長 三浦 溥太郎